

丹波篠山市立篠山小学校いじめ防止基本方針

丹波篠山市立篠山小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

いじめの定義（丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針より）

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

いじめの基本認識（丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針より）

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ 「いじめ対応マニュアル（兵庫県教育委員会）」、「いじめ未然防止プログラム（心の教育総合センター）」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対応会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- カ 重大事態（6の項参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

(4) 相談体制等の整備

3 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む

取組	ねらい	具体的な内容
学級集団づくりの充実	学級が生徒指導や学習指導を進める基礎的な場であることを踏まえ、心の通い合う学級経営を基盤に、児童会・生徒会活動や学校行事などの集団活動を通して、望ましい人間関係の形成、自主的、実践的な態度、健全な生活態度を育成する。	教職員への信頼 教職員の協力協働体制 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事 子どもたちの主体的な活動
人権教育の充実	人権尊重の精神を基底に思いやりの心を育て、自他の生命を大切にする心を培う。	人権朝会（毎月第2月曜日） 人権の日（毎週木曜日）
道徳教育の充実	人間尊重の精神を大切に日常未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。	公開授業参観（全学年1回） 児童の実態に合わせた道徳教科書、副読本等の教材や資料の活用
体験教育の充実	福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを積極的に取り入れ、発達段階に応じた体験教育を体系的に展開することにより、共に生きる心の育成を図る。	キャリア教育 (一日社会体験) ふるさと教育
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける。	学校生活のあらゆる場面 代表委員会 全校児童集会 児童会「ささっ子憲法」の制定
情報モラル教育の推進	インターネットを通じて行われるいじめがあつてはならないことに理解を深め、節度のある利用をしていく態度を育成する。	情報モラル学習会道徳の授業 児童会の啓発活動

4 いじめの早期発見の取組

ささいな兆候であつても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知できるよう取り組む。

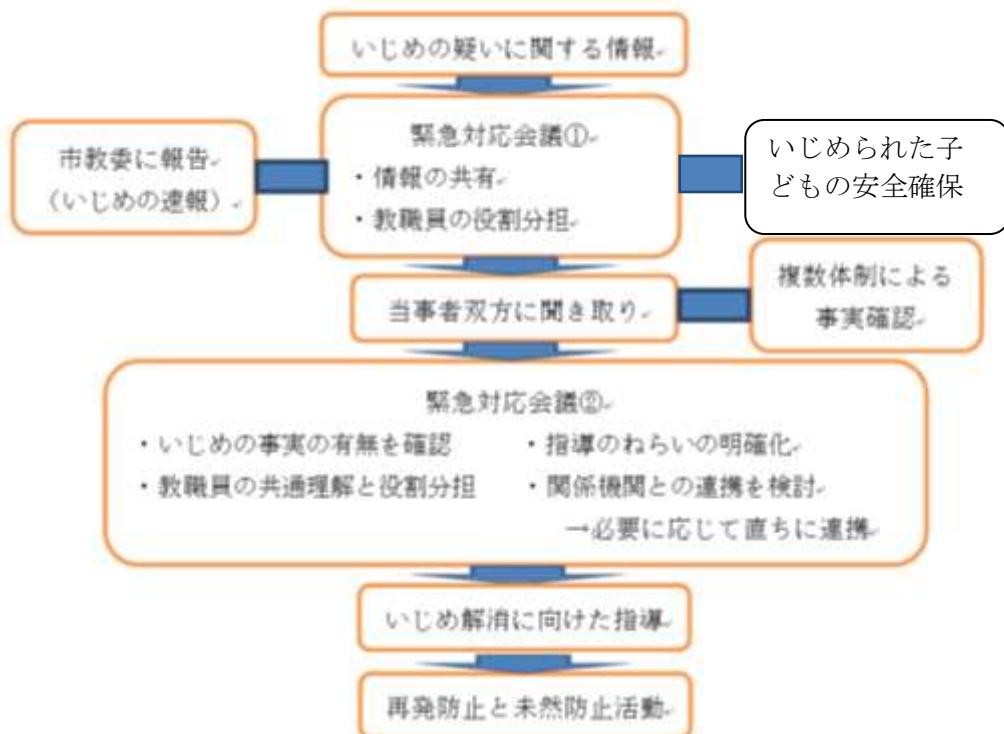
取組	ねらい	具体的な内容
日々の観察（日記指導等も含む）	児童の日々の生活の様子を捉え、心の安定を図り、児童間や教職員との意思疎通を図る。	生活ノートの活用 日記指導 交友関係の実態把握 中間休み・昼休みの過ごし方 遊び方のルールづくり
教育相談 (学校カウンセリング)	教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成した上で、日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けるなどして、全ての子どもを対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。保護者とも日頃の学校生活や家庭生活での児童の様子を話し合うことで、個々の児童の実態を把握する。	学校生活のあらゆる場面 各学期に1回 (6月・11月・2月) 個人懇談時(7月・12月) 家庭訪問時(5月)
いじめ実態調査アンケート	児童個々の実態を把握し、早期発見、未然防止と再発防止に努める。 何らかのトラブルがあるときには、隨時調	各学期に1回 (6月・11月・2月) 隨時

	査を継続的に実施し、重大事案に発展しないよう早期発見・早期解決に努める。	
児童理解研修	個々の児童を理解するための研修を行い、教職員で共有を図る。	年度初め（4月下旬） 夏休み（8月上旬） 年度終わり（2月下旬）
生徒指導ファイルの活用	児童理解を深め、いじめの早期発見に役立てる。	児童間のトラブルや問題行動などを記録に残して、担任等職員が閲覧できるようにする。

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に取り組む。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されないことやいじめられる側の気持ち

を認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 繼続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子どもも、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

○いじめの解消の要件（丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針より）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- イ いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

留意事項

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

